

**I P通信網サービス契約約款の一部改正**  
**新旧対照**

旧	新
<p><b>(料金及び工事に関する費用)</b></p> <p>第37条 当社が提供する I P通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 （略）</p> <p>（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する I P通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。</p>	<p><b>(料金及び工事に関する費用)</b></p> <p>第37条 当社が提供する I P通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 （略）</p> <p>（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する I P通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。</p>
<p><b>料金表</b></p> <p><b>通則</b></p> <p><b>(料金の計算方法等)</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（第1表第1類第1の2-7（メニュー-7に関する利用料金）(2)に規定する利用料、2-9（付加機能利用料）の同報通信機能の加算額に係るもの及び契約者回線等番号受信機能の加算額の部分並びに2-10（請求書等の発行に関する料金の額）を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>(1) ～ （略） (6)</p> <p>3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p>	<p><b>料金表</b></p> <p><b>通則</b></p> <p><b>(料金の計算方法等)</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>(1) ～ （略） (6)</p> <p>3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> <p><u>3の2 当社は、2及び3の規定にかかわらず、次に掲げる利用料金については、日割しません。</u></p> <p>(1) 第1表第1類第1の1（適用）(1)（ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用）のイ及びエの規定により適用されるブロードバンドユニバーサルサービス料</p> <p>(2) 第1表第1類第1の2（料金額）2-7（メニュー-7に関する利用料金）(2)に規定するメニュー-7-4に係る利用料金</p> <p>(3) 第1表第1類第1の2（料金額）2-9（付加機能利用料）に規定する同報通信機能の加算額及び契約者回線等番号受信機能の加算額</p> <p>(4) 第1表第1類第1の2（料金額）2-10（請求書等の発行に関する料金の額）に規定する手数料</p> <p>4 （略）</p>
<p>4 （略）</p>	

新旧対照

旧		新	
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）		第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	
区分	内 容	区分	内 容
(1) ～ (略) (9)	(略)	(1) ～ (略) (9)	(略)
(10) I P v 6による 契約者回線間通信 等に係る取扱い	(略)	(10) I P v 6による 契約者回線間通信 等に係る取扱い	(略)
(11) 削除	削除	(11) <u>ブロードバンド ユニバーサルサー ビス料の適用</u>	<p>ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は、メニュー5(メニュー5-4に係るもの)を除きます。以下この欄において同じとします。)に係る1契約者回線ごとに適用します。</p> <p>イ アに定めるほか、メニュー5に係る契約者回線に電気通信設備(当社以外の電気通信事業者が設置したものに限りません。)又は自営電気通信設備を接続して利用している場合は、I P通信網契約者は当社に対し、次の(ア)から(オ)に規定する回線数を当社が別に定める方法により提出していただくものとし、当社はその提出していただいた回線数を同一のI P通信網契約者ごとに合算の上、次の算式を用いてブロードバンドユニバーサルサービス料を適用する回線(以下「最終利用回線」といいます。)の数を算出し、1最終利用回線ごとにブロードバンドユニバーサルサービス料を適用します。</p> <p>(ア) 当社が設置したI P通信網サービスと電気通信設備(当社以外の電気通信事業者が設置したものに限ります。)を接続してFTTHアクセスサービス(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を設置して提供する場合に限ります。)をI P通信網契約者が提供している場合であって、電気通信事業報告規則第9条第2号(様式第30の2)に基づき、総務大臣にFTTHアクセスサービスの回線数を報告している場合は、その回線数</p> <p>(イ) (ア)に規定するFTTHアクセスサービスの提供のために接続しているメニュー5に係る契約者回線の回線数</p>

新旧対照

旧	新
	<p>(ウ) 当社が設置したIP通信網サービスと自営電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービス（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を設置する場合に限ります。）を提供する場合は、当該サービスの回線数（報告規則第9条第2号（様式30）に規定される回線数に準ずるものとします。）</p> <p>(エ) (ウ)に規定するFTTHアクセスサービスの提供のために接続しているメニュー5に係る契約者回線の回線数</p> <p>(オ) 当社が設置したIP通信網サービスと電気通信設備（当社以外の電気通信事業者（IP通信網契約者でない者に限ります。）が設置したものに限ります。）を接続してFTTHアクセスサービス（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を設置して提供する場合に限ります。）をその電気通信設備を設置した電気通信事業者が提供している場合は、そのFTTHアクセスサービスの提供のために接続しているメニュー5に係る契約者回線の回線数</p> <p>最終利用回線数＝</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)に規定する回線数 + (ウ)に規定する回線数 - ((イ)に規定する回線数 + (エ)に規定する回線数 + (オ)に規定する回線数)</p> <p>ウ IP通信網契約者は、イの(ア)から(オ)に規定する回線数について、毎月末時点における数を当社からの求めに応じて当社が別に定める日までに提出していただきます。</p> <p>エ IP通信網契約者は、IP通信網契約者の責に帰すべき理由により、イの(ア)に規定する回線数とIP通信網契約者が総務大臣へ報告する回線数に乖離が生じたこと等に起因して、当社が負担する第二種負担金（事業法第110条の5に規定するものとします。）の算定対象となる回線数がア及びイの規定によりブロードバンドユニバーサルサービス料を適用する回線数を上回った場合には、その差分に係るブロードバンドユニバーサルサービス料を負担していただきます。</p> <p>オ ブロードバンドユニバーサルサービス料は、令和8年3月1日から令和8年3月31までの期間において適用します。</p>

新旧対照

旧		新	
(12) ～ (略) (23)	(略)	(12) ～ (略) (23)	(略)
<b>2 料金額</b>		<b>2 料金額</b>	
2-1 ～ (略)		2-1 ～ (略)	
2-4		2-4	
2-5 メニュー5に関する利用料金		2-5 メニュー5に関する利用料金	
2-5-1 利用料 (略)		2-5-1 利用料 (略)	
2-5-2 加算額 (略)		2-5-2 加算額 (略)	
2-5-3 ブロードバンドユニバーサルサービス料		2-5-3 ブロードバンドユニバーサルサービス料	
		1契約者回線又は1最終利用回線ごとに月額	
区 分	料 金 額	区 分	料 金 額
ブロードバンドユニバーサルサービス料	2円(税込価格 2.2円)	2-6 ～ (略)	
2-10		2-10	
		附 則 (令和7年12月24日企営第155500000820号) (実施期日)	
1 この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。 (経過措置)		2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	